
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 11 号
平成 27 年 4 月 15 日

那覇市監査委員	新	城	和	範
同	宮	里	善	博
同	翁	長	俊	英
同	亀	島	賢二	郎

平成 26 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置について（公表）

平成 26 年度財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 26 年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について

1 財政援助団体監査

福祉部

【那覇市民生委員児童委員連合会】

(1) 現金・預金の管理について

連合会において、印鑑が施錠管理されていなかったため、職員の不在時に臨時職員が印鑑を持ち出し、一般会計等から290万4,291円を着服する不祥事があった。

管理監督者は、印鑑の管理を徹底するとともに、帳簿と通帳を照合し、その結果を少なくとも月1回は報告書を役員へ提出するなど経理事務の見直しを検討されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

出納責任者の机の引出しにおいて預金印鑑を保管し、常時施錠するように事務作業の見直しをしました。また、会計担当者は月次決算を行い会計責任者によって帳簿と通帳を照合し、連合会会長へ報告書を提出するよう改善しました。

(2) 証憑書類の不備について

連合会に係る出納事務の証憑書類を審査した結果、次のとおり改善すべき事項があった。

経理事務においては、支払伝票に添付された領収証等の証憑書類が適切であるか職員によるチェックを行い、適正な予算執行に努められたい。

a 連合会の全体研修の際に支出された費用弁償は、単位民児協16団体中10団体は団体の代表者により代理受領されていたが、各出席者が受領した証拠書類はなかった。

□ 指摘事項等に対する措置

全体研修は約300名の参加で、当日支払には混雑が予想されるため、出席簿に基づき後日支払いをしていました。その方法は、各単位民児協の定例会に事務局が出向き直接本人へ支払う、または定例の会長連絡会の場で、各会長印にて代理受領をお願いしていました。これについては指摘を受け、研修会場受付の場で受領印押印を確認し支給するよう改めました。

b 事務局長の決裁が漏れている支払伝票及び領収証の日付がないものがあった。

□ 指摘事項等に対する措置

決裁者は支払伝票及び領収書の記載形式を確認した上で、決裁印の押印漏れがないよう細心の注意を払うよう対処しています。

c 経理事務については、手続きを経ることなく流用等が行われている科目があった。

□ 指摘事項等に対する措置

経理規程に流用に関する規定を新設し、様式を定めこれに基づいて適正な予算執行をするよう改善しました。

【福祉政策課】

(1) 補助金の返還について

連合会において、臨時職員が市補助金等を290万4,291円着服する不祥事があり、その後平成26年2月17日に全額返還された。返還額のうち、連合会の互助会費20万6,000円を除いた市補助金227万9,804円は事業の未払分に充当された。

なお、架空の伝票が作成され不当に交付された補助金418,487円については、那覇市補助金等交付規則第17条に基づき返還するよう措置されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

(ア) 補助金の返還について

平成24年度の補助金の一部の418,487円については、当該団体と協議した結果、当市へ返還する措置をとっていきます。

(2) 連合会の補助金額の決定について

連合会の補助金について、連合会から提出された平成25年度実績報告の収支決算額は2,961万1,822円であるにもかかわらず、2,970万4,000円で補助金が交付され、9万2,178円の差額が生じている。また、当該収支決算額の臨時職員賃金等については、平成24年度分の支払額27万2,777円が含まれている。

那覇市補助金等交付規則第13条の規定に基づき、実績報告書を改めて精査し適正な補助金額を確定されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

(イ) 連合会の補助金額の決定について

当該団体の平成25年度収支決算額を超えている補助金9万2,178円については、当該団体と協議した結果、当市へ返還する措置をとっていきます。

なお、当該団体は、平成25年度から当該年度の未払金を計上する会計処理へ変更しております。今後は、会計処理方法も含め、実績報告書を十分に精査し、補助金額の確定を行っていきます。

(3) 那覇市社会福祉事業補助金交付要綱について

連合会の補助金は、那覇市社会福祉事業補助金交付要綱により交付されているが、同要綱は他の社会福祉事業にも活用できるように規定されているため、当該補助金の事業目的、対象経費等が具体的に明記されていない。現行要綱の見直しを行うか、又は個別に交付要綱を作成されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

(ウ) 那覇市社会福祉事業補助金交付要綱について

今後は補助金の充当事業等を明確にし、適正な予算執行に努めていくた

め、当該要綱の見直し又は新たに個別の要綱を作成するか、いずれかの措置をとっていきます。

市民文化部

【那覇地区防犯協会】

那覇地区防犯協会は、経理事務を担当する職員が1人しかおらず、預金通帳と印鑑を同一人が管理し、現金の出し入れも当該職員1人で行っており、管理監督者による定期的な確認が行われていない。このような状況は、将来において不正な事務処理を誘発する原因となる。

同協会は、不正を防止するため月次報告書等を作成し、管理監督者による出納簿と預金通帳を定期的に確認し、内部統制の強化を図られたい。

□ 指摘事項等に対する措置

那覇地区防犯協会の経理事務については、引き続き職員一人で担当していきますが、これまで通り品物の購入時は、会長に伺いたてて決裁を得て処理をいたします。

また、3か月に一度、通帳と報告書の確認をすることを検討しております。これまで以上に三役との連絡を密にとり、不正な事務処理を防止するため改善を図ってまいります。

【小禄・豊見城地区防犯協会】

小禄・豊見城地区防犯協会は、経理事務を担当する職員が1人しかおらず、預金通帳と印鑑を同一人が管理し、現金の出し入れも当該職員1人で行っていた。管理監督者による定期的な確認が行われていなかった。そのため職員による補助金着服の不祥事が発生した。

同協会は、不正を防止するため月次報告書等を作成し、管理監督者による出納簿と預金通帳を定期的に確認し、内部統制の強化を図られたい。

□ 指摘事項等に対する措置

不正を防止する為、預金通帳の印鑑は副会長兼事務局長が保管し、預金の引き出しは、会長の承認を得ることにしております。

毎月10日に「定例三役会」を開催し、先月までの業務報告、今後の日程、及び月例の決算書を作成し、収入支出の確認を毎月行っております。

会員に「防犯だより」を提供（年4回のうち2回発行済み）し、組織の強化を図っております。

【市民生活安全課】

(1) 補助金の交付申請手続きについて

那覇市防犯事業補助金は、那覇市防犯事業補助金交付要綱第3条により毎年5月末日までに補助申請を行わなければならないと規定されている。しか

しながら、那覇地区防犯協会は、平成25年6月11日、小禄・豊見城地区防犯協会は、同年8月26日に当該年度に係る補助金の交付申請を行っている。

当該要綱第3条の規定を遵守し、適切な時期に交付申請の手続きがなされるよう団体を指導されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

提出の遅れは、各防犯協会の総会開催時期の関係によるものでありましたが、ご指摘のとおり那覇市防犯事業補助金交付要綱第3条を順守できるよう、調整及び指導すべきだったと反省いたします。

なお、平成26年7月に制定されました「那覇市の補助金に関するガイドライン」に従い、平成27年度からは負担金に転換する予定もあることから、当該補助金交付要綱の改正の必要性を含め検討してまいります。

(2) 補助事業の変更手続き及び対象経費の明確化について

小禄・豊見城地区防犯協会の実績報告の収支決算書において、交付申請時の収支予算書の事業費にはない分担金、標識等購入費等の費目が事業費として執行されていた。所管課は補助事業の内容変更について口頭により市長の承認を行ったとしているが、那覇市防犯事業補助金交付要綱第6条によれば「その内容に変更があった場合は、速やかに書面で報告しなければならない」と規定されている。補助金交付要綱を遵守し、適切な事務の執行に努められたい。

また、補助金等の額の確定を行う審査に当たっては、那覇市補助金等交付規則第13条により補助金がどのような経費に充当され、どのような成果を挙げているかを検証・判断できるよう補助金交付要綱において対象経費を支出費目別に明確に示されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

手続き時点では適正な事務執行であると判断しておりましたが、ご指摘をうけて、書面による報告を受けるべきであったと認識しております。

平成27年度からは負担金に転換する予定もあることから、当該補助金交付要綱の改正の必要性を含め検討してまいります。

(3) 実績報告書の確認について

小禄・豊見城地区防犯協会への補助金の対象事業は平成25年4月から平成26年3月まで実施しているにもかかわらず、事業報告書には平成26年2月、3月分の事業報告が記載されていなかった。

実績報告書等の審査に当たっては、那覇市補助金等交付規則第13条に基づき、申請内容どおりに事業が実施され、経費が適正に支出されたか検証を行うなど適正な審査を実施するよう努められたい。

□ 指摘事項等に対する措置

ご指摘のとおり、記載漏れについては団体に訂正するよう指導すべきであったと反省いたします。

今後は、ご指摘を受けて、より適正な審査が図れるよう努めてまいります。

2 出資団体監査

健康部

【地方独立行政法人那覇市立病院】

(1) 固定資産の管理について

固定資産管理規程第 27 条は、「定期的かつ随時に固定資産の現物と固定資産台帳と照合しなければならない」と規定されているが、平成 20 年 4 月以降において現物確認はされていない。また、当該規程第 20 条第 5 号の規定により「器械備品に資産管理ラベルを貼付すること」とされているが、平成 20 年度に取得した器械備品の全部とそれ以降の新たに購入した器械備品について資産ラベルの貼付が徹底されていない。

当該管理規程に基づき固定資産の現物確認を行い、適正な資産管理をされたい。

□ 指摘事項等に対する措置

固定資産の管理について、今回の出資団体監査によるご指摘に基づき今後速やかに固定資産の現物確認、資産管理ラベル貼付漏れ固定資産の資産管理ラベル貼付を行い、固定資産管理規程に基づく適正な資産管理を行っていきたいと思います。

(2) 物品分任出納員及び物品管理規程等の整備について

医薬品及び診療材料の出納及び保管については、会計実施規程第 26 条により医薬品については薬剤部長、医薬品以外の物品については財務課用度グループ長を物品出納員と規定しているが、現場で実際に医薬品の出納、管理業務に従事する職員について定められていない。物品管理の責任の所在を明確にするため、任免規定を整備されたい。

また、医薬品及び診療材料の購入、納品、出庫、返品、廃棄等の手続きに関する規程等が定められていない。これら一連の手続きについて、正確かつ効率的に業務を行うために、規程及びマニュアルを整備されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

物品分任出納員及び物品管理規程等の整備について、物品分任出納員任免規定を含めた物品管理規程等の整備については、他の地方独立行政法人病院の規程及びマニュアルを参考にして比較検討し当法人に適した規程及びマニュアルを整備していきたいと思います。

(3) 医療機器の選定について

那覇市立病院医療機器選定委員会要領第 3 条（審議事項）では、取得見込価格が 500 万円以上で理事長（病院長）が指定する医療機器の選定に当たっては、審議事項とする旨規定している。平成 25 年度の 500 万円以上の医療機器の購入は 18 件あったが、その内 3 件のみが那覇市立病院医療機器選定委員会（以下「選定委員会」という。）に付議されていた。

那覇市立病院は、医療機器の購入に当たっては、額の多寡に関わらず病院

長が主宰する経営企画会議において必要度・採算性等を検討し購入を決定している。選定委員会に付議されるのは、医療機器を複数のディーラーが扱っている場合及び複数の部署で医療機器を共用する場合である。

医療機器の選定は病院経営に重大な影響を及ぼすことから、前記の条件に限定することなく、「その重要性及び特殊性に鑑み機器選定の適正さと手続きの透明性を確保するため」と規定した選定委員会要領第1条（設置）の主旨に基づき、500万円以上については、同委員会へ付議するよう検討されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

医療機器の選定について、那覇市立病院医療機器選定委員会要領第3条（審議事項）に定める取得見込価格が500万円以上で理事長（病院長）が指定する医療機器の選定に関しては、これまでどおり那覇市立病院医療機器選定委員会を開催し審議することとする。それ以外の選定委員による比較選定の必要がないと判断される取得見込価格が500万円以上の医療機器（複数のディーラーが扱っていない場合及び複数の部署で医療機器を共用しない場合等）については、那覇市立病院医療機器選定委員会要領第5条（持ち回り審査）に基づき選定委員に回議して委員会の審議に代えることとしたいと思います。

(4) 労働組合事務所の無償貸付について

那覇市立病院内の労働組合事務所について、労働組合から借受の申請手続きがなされないまま使用させている。また、当事務所を当組合との労働協約第11条第1項を根拠に無償で貸付けている。

那覇市立病院固定資産貸付規程第6条第1項は、貸付けの申請手続きを定めていることから、当組合に対し同規定に基づき固定資産借受申請書を提出させ、また、同規程第8条第3項第1号は、貸付料の4割以内の減額と定めているため、同規定に基づき対応されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

労働組合事務所の無償貸付について、病院側と組合側で協議した結果、組合事務所としている部屋を平成27年2月中に病院側へ返すことになりました。

(5) 那覇市立病院施設管理業務委託について

那覇市立病院施設管理業務委託は、契約額が1億7,278万3,800円、契約期間3年の施設管理業務である。同契約は那覇市立病院契約規程第20条第1項第6号を根拠に、競争入札に付することが不利と認められるという理由で随意契約を締結している。

随意契約の主な理由は、施設の維持管理に実績があること、開院当初から施設の維持管理を請け負っていることなどとなっているが、これらは競争入札に付することが不利になる理由にはならない。また、事前に3者から見積書を徴取しており、受託が可能な業者が複数あることから、競争入札を実施されたい。

□ 指摘事項等に対する措置

那覇市立病院施設管理業務委託について、平成27年3月31日をもって契

約満了となることから、平成 27 年 4 月以降の委託契約については競争入札を実施する予定です。

(6) 契約事務について

入札及び契約事務において、入札時に指名事業者の決定、予定価格の設定等を行い、契約時には落札者の決定、契約額の確定を行う必要から、少なくとも入札起案時と契約起案時に、その都度決裁を得て、決裁者の確認を得るべきである。

しかし、総務課で所管している「平成 25 年度那覇市立病院警備業務委託」他 7 件の契約事務においては、上記で述べた契約事務手続きが行われておらず、入札起案時の一つの起案で、契約時の決裁を省略して行っていた。

契約時の決裁がないことは、落札者の決定や契約額の確定における決裁者の確認がないまま契約事務手続きが行われていることになり、不適切な事務処理である（入札件数 8 件中 7 件あった）。

また、その他事務局の契約事務において、以下の不適切な事務処理が散見された。

- a 契約締結が事後決裁となっているもの
- b 契約書や覚書に契約の日付がないもの
- c 個人情報保護規定に基づく個人情報の特約条項が添付されていないもの
- d 契約書の公印が遡及押印されているもの
- e 随意契約において予定価格が設定されていないもの
- f 事務決裁規程に基づく専決区分を誤っているもの
- g 起案書の決裁欄や見積書に日付がないもの
- h 随意契約の適用条項の誤り及び随意契約理由が不明確となっているもの

このような不適切な事務処理は、規定等を確認せず前任者の事務処理に倣い処理を行ってきたことが原因であると考えられる。

契約事務の事務手続きにおいては、内部統制の観点から、規定等に照らしながら処理を行い、事務が適切に処理されるよう努められたい。

□ 指摘事項等に対する措置

契約事務について、今回の出資団体監査によるご指摘により、契約事務に係る各々規定等の確認を怠り前任者の事務処理に倣い処理したこと、本来の契約事務という大切さ、認識の甘さが露呈したものであり、その事務処理（契約・公印の取り扱い）について改めて市長事務局より「文書事務研修」のご指導を仰ぎました。ご指摘のありました契約事務については、いずれも基本的な事務内容での過ちで、監査終了後、直ちに総務課庶務グループの文書公印担当及び事務局各課長等に対し、契約関連規程遵守の周知徹底を図るため、改めて会議において注意喚起を行いました。

今後とも、文書審査及び公印管理について、契約関連諸規程等に照らして適切に処理するよう対応していきたい。

【健康部保健所健康増進課】

(1) 運営負担金の交付要綱制定について

那覇市立病院へ繰出す運営負担金については、これまで総務省通知の「地方公営企業繰出し基準について」に基づき支出を行っているが、明確な算定方法、交付申請、交付決定等の規程が定められていない。

適正な運営負担金を交付するため、運営負担金の目的及び対象を明確にするとともに、算定方法及び手続等を定めた運営負担金に関する要綱の制定をされたい。

□ 指摘事項等に対する措置

運営費負担金に関する要綱の制定について、健康増進課、財政課、地方独立行政法人那覇市立病院の三者で協議した結果、次期中期計画（平成28年度開始）の運営費負担金繰出してから、新たな運営費負担金の要綱を適用することで合意し、平成27年度中に要綱を策定する予定です。

(2) 病院事業資金貸付金の要綱制定について

病院事業資金貸付金については、貸付要綱を定めてなく、貸付実施の起案書及び契約書において貸付条件を定めている。貸与するのが公金であることから、当該貸付金制度の目的や用途等を定めた根拠規定が必要である。

貸付の要件及び手続を明示することによって適正な貸付を行うため要綱の制定をされたい。

□ 指摘事項等に対する措置

病院事業貸付金の貸付要綱について、健康増進課、財政課、地方独立行政法人那覇市立病院の三者で協議した結果、次期中期計画（平成28年度開始）の病院事業貸付金から、新たな貸付要綱を適用することで合意し、平成27年度中に要綱を策定する予定です。